
第6編

その他の災害対策編



第1節 基本的な考え方等

本章は、宮崎空港、宮崎空港隣接区域、宮崎空港周辺地域及びその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策について、必要な事項を定めるものである。

宮崎空港等の用語の定義は次によるものとする。

- ・ 宮崎空港・・・国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所が所有・管理する区域
- ・ 宮崎空港隣接区域・・・宮崎空港に隣接するごく狭い範囲の区域
- ・ 宮崎空港周辺地域・・・宮崎空港を中心とする半径9キロの管制圏（宮崎空港及びその隣接区域を除く）
- ・ その他の地域・・・県内における上記以外の地域

なお、本章に特別の定めのない事項については、【第2編 風水害・共通対策編】に基づき運用する。

第2節 航空災害予防計画

【施策の基本方針】

市の区域及び周辺区域において航空災害（航空機の墜落炎上等）が発生したことを想定し、県、防災関係機関等と連携して、事故対策（被害拡大防止、事故処理）に向けた情報収集・連絡体制、活動体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	危機管理課

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市（危機管理課）は、航空災害が発生した場合に、人命救助、被害の拡大防止等を迅速に実施するため、県及び防災関係機関と連携し、緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

市（危機管理課）は、次により活動体制の整備を図る。

- ア 航空災害時における市職員の非常参集体制の整備
- イ 救助・救急などの応急活動に関する近隣市町村や関係機関との相互応援協定の締結
- ウ 航空災害を想定した訓練の実施

第3節 航空災害応急対策計画

[施策の基本方針]

市の区域及び周辺区域において航空災害（航空機の墜落炎上等）が発生した場合は、県、防災関係機関等と連携し、捜索、救助・救急・消火活動を進めるほか、事故処理に向けた諸活動を実施する。

[施策の体系・担当部署]

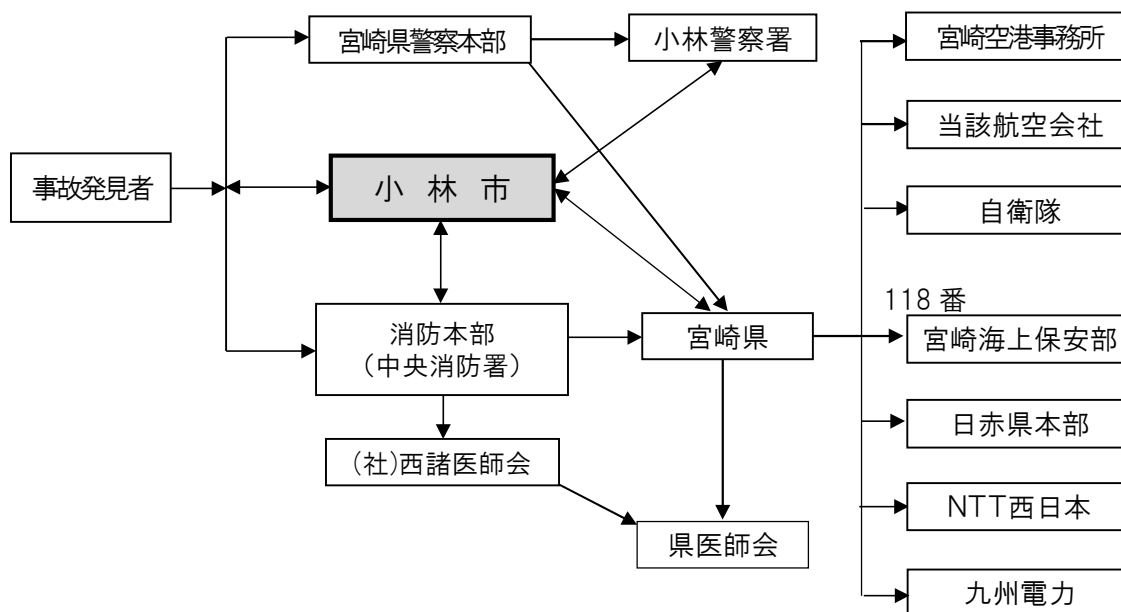
施策	担当部署(本部設置時)
第1 災害発生直後の情報の収集・連絡	本部班
第2 活動体制の確立	本部班
第3 捜索、救助及び消火活動	消防対策班、消防水防対策班
第4 警戒区域の設定等	本部班
第5 関係者等への的確な情報伝達	本部班、企画広報班

第1 災害発生直後の情報の収集・連絡

1 通報連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通報連絡系統は次のとおりである。

■航空災害の通報連絡系統（空港及び隣接区域、空港周辺を除くその他地域で発生した場合）



2 情報収集活動の実施

本部班は、消防対策部（消防対策班）と連携し、航空災害が発生した場合は消防職員等を墜落現場に急行させ、緊急救命と現場の維持保全等を行いつつ、情報収集にあたる。

第2 活動体制の確立

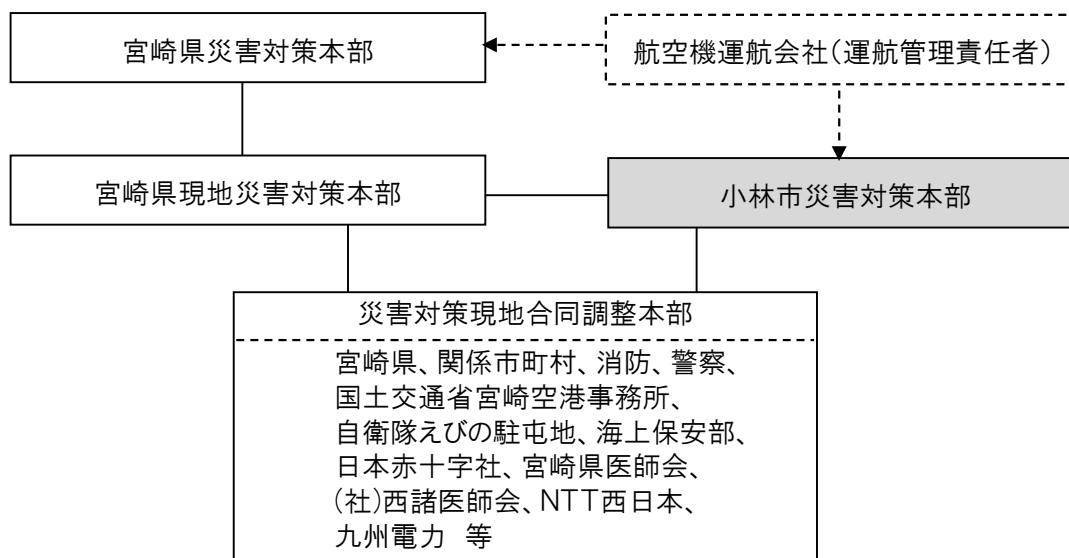
1 災害対策本部の設置

市の区域及び周辺区域において航空災害が発生した場合は、市災害対策本部を設置し、県本部と緊密に連携しつつ、市の全機能をあげて応急対策を実施する。

2 災害対策現地合同調整本部への職員の派遣

本部班は、県の災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、市職員を派遣する。

■航空災害応急対策の組織体制



※航空機運航会社（運航管理責任者）は、事故当事者として宮崎県、小林市並びに関係市町村も含む災害対策現地合同調整本部へ協力して速やかな事態の収拾にあたる。

第3 捜索、救助及び消火活動

1 捜索活動

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になる遭難事故が発生した場合は、捜索活動を実施する。

2 消火救難活動

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、航空災害に係る火災が発生した場合は、次により消火救難活動を実施する。

- ア 化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施する。
- イ 地域住民及び旅客の生命、身体的安全確保を図るとともに、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- ウ 災害の規模等が大きく、消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）の消防力のみでは対処できないと判断される場合には、県及び近隣の消防機関に迅速に応援を要請する（宮崎県消防相互応援協定による）。

3 救急・救助活動

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、警察等の防災関係機関と連携して、救急・救助活動を迅速に実施する。

第4 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定

本部班は、宮崎空港事務所と協力して危険防止措置を講ずるとともに、必要な場合は警戒区域を設定し、一般市民等の立入制限又は一時退去を命ずる。

2 地域住民等の避難誘導

避難誘導担当の各班は、航空機が人家密集地域に墜落した場合は、被害の拡大を防止するため、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等を迅速かつ的確に域外に避難誘導する。

第5 関係者等への的確な情報伝達

1 被災者及びその家族への対応

(1)被災者及びその家族への援助

本部班は、防災関係機関と連携し、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資提供等の援助活動を実施する。

(2)関係機関との役割分担の明確化

本部班は、被災者及びその家族への援助における防災関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と、対応に努める。

(3)被災者及びその家族への情報の提供

総合政策対策部（企画広報班）は、航空会社及び県等と連携し、被災者及びその家族に対し航空災害及び救助作業等に係る情報をきめ細かく提供するように努める。また、被災者の心情に配慮し、不必要な取材・報道行為を自粛する等、中立・公平性のある報道に心がけるよう要請する。

2 広報活動

総合政策対策部（企画広報班）は、災害応急対策の実施についての理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等によって、市民、旅客及び送迎者等に対して、次のような広報を行う。

- ア 本部及び防災関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難指示等及び避難先の指示
- ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ その他必要な事項

第1節 基本的な考え方等

本章は、市の区域及び周辺区域において相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため、県、鉄道事業者等と連携して実施すべき対策について、必要な事項を定めるものである。

なお、本章に特別の定めのない事項については、【第2編 風水害・共通対策編】に基づき運用する。

第2節 鉄道災害予防計画

【施策の基本方針】

本市を通過するＪＲ吉都線において鉄道災害（大規模な鉄道事故）が発生したことを想定し、九州旅客鉄道株式会社、県等と連携して、事故対策（被害拡大防止、事故処理）に向けた情報収集・連絡体制、活動体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	危機管理課

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市（危機管理課）は、鉄道災害が発生した場合に、人命救助、被害の拡大防止等を迅速に実施するため、県、鉄道事業者及び防災関係機関と連携した緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

市（危機管理課）は、次により活動体制の整備を図る。

- ア 鉄道災害時における職員の非常参集体制の整備
- イ 鉄道災害時における応急活動に関する役割分担など防災関係機関との連携体制の確立

第3節 鉄道災害応急対策計画

[施策の基本方針]

J R 吉都線において鉄道災害（大規模な鉄道事故）が発生した場合は、九州旅客鉄道株式会社、県等と連携し、乗客等の救助・救急活動を進めるほか、事故処理に向けた諸活動を実施する。

[施策の体系・担当部署]

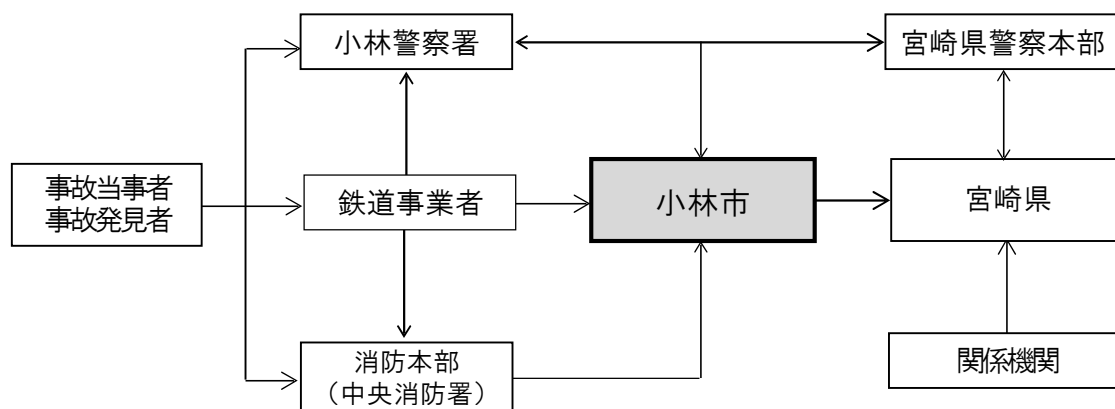
施策	担当部署(本部設置時)
第1 災害発生直後の情報の収集・連絡	本部班
第2 活動体制の確立	本部班
第3 救急・救助活動	消防対策班、消防水防対策班
第4 立入禁止区域の設定等	本部班
第5 関係者等への的確な情報伝達	本部班、企画広報班

第1 災害発生直後の情報の収集・連絡

1 通報連絡系統

鉄道災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

■ 鉄道災害の通報連絡系統



2 情報収集活動の実施

本部班は、消防対策部（消防対策班）と連携し、鉄道災害が発生した場合は、消防職員、消防団員等を事故現場に急行させ、迅速な情報収集にあたる。

第2 活動体制の確立

1 災害対策本部の設置

市の区域及び周辺区域において鉄道災害が発生した場合は、市災害対策本部を設置し、県本部と緊密に連携しつつ、市の全機能をあげて応急対策を実施する。

2 災害対策現地合同調整本部への職員の派遣

本部班は、県の災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、相互に連携し、迅速かつ的確

な応急対策を実施するため、職員を派遣する。

第3 救急・救助活動

1 救急・救助活動

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、大規模な鉄道災害が発生した場合は、警察・消防団等と連携して乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。この場合、高齢者、障がい者、負傷の程度が重い者等の救助を優先して行うほか、トリアージによる治療優先度の判定等を迅速に行うものとする。

第4 立入禁止区域の設定等

1 立入禁止区域の設定等

本部班は、警察と連携して脱線した鉄道車両が住宅や道路に転落するおそれがある場合、又はその他の被害が拡大するおそれがある場合等は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導担当の各班と連携して地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

第5 関係者等への的確な情報伝達

1 被災者及びその家族への対応

(1)被災者及びその家族への援助

本部班は、鉄道事業者等と連携して被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、並びに待機に必要な物資提供等の援助活動を実施する。

(2)関係機関との役割分担の明確化

本部班は、被災者及びその家族への援助における関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3)被災者及びその家族への情報の提供

総合政策対策部（企画広報班）は、鉄道事業者及び県等と連携し、被災者及びその家族に対して鉄道災害及び救助作業等に係る情報をきめ細かく提供する。また、被災者の心情に配慮し、不必要な取材・報道行為を自粛する等、中立・公平性のある報道に心がけるよう要請する。

2 広報活動

総合政策対策部（企画広報班）は、被害状況や救助活動状況等の情報は現地が主体となって報道機関に対して提供することを基本とし、市民、旅客及び送迎者等に対して適切な広報を行う。

第1節 基本的な考え方等

本章は、市の区域及び周辺区域の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など被害の軽減又は拡大防止のため、県、道路管理者等と連携して実施すべき対策について、必要な事項を定めるものである。

なお、本章に特別の定めのない事項については、【第2編 風水害・共通対策編】に基づき運用する。

第2節 道路災害予防計画

【施策の基本方針】

市の区域及び周辺区域の道路において道路災害（大規模な自動車事故）が発生したことを想定し、県、道路管理者等と連携して、事故対策（被害拡大防止、事故処理）に向けた情報収集・連絡体制、活動体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 道路交通の安全のための情報の充実	建設課
第2 事故災害等発生防止のための措置	建設課
第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	危機管理課、建設課

第1 道路交通の安全のための情報の充実

市（建設課）は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るため、県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2 事故災害等発生防止のための措置

1 管理する施設の巡回及び点検

市（建設課）は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、次の巡回及び点検を実施する。

- ア 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、山（崖）崩れ危険箇所等については重点的に行う。
- イ 大規模な地震、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市（危機管理課、建設課）は、道路災害が発生した場合は、人命救助、被害の拡大防止等を迅速に実施するため、県、道路管理者及び防災関係機関と連携し、緊急的に情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

市（危機管理課、建設課）は次により活動体制の整備を図る。

- ア 道路災害時における職員の非常参集体制の整備
- イ 道路災害時における応急活動に関する役割分担など防災関係機関との連携体制の確立
- ウ 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

第3節 道路災害応急対策計画

【施策の基本方針】

市の区域及び周辺区域の道路において道路災害（大規模な自動車事故）が発生した場合は、県、道路管理者等と連携し、交通誘導や救助・救急活動を進めるほか、事故処理に向けた諸活動を実施する。

【施策の体系・担当部署】

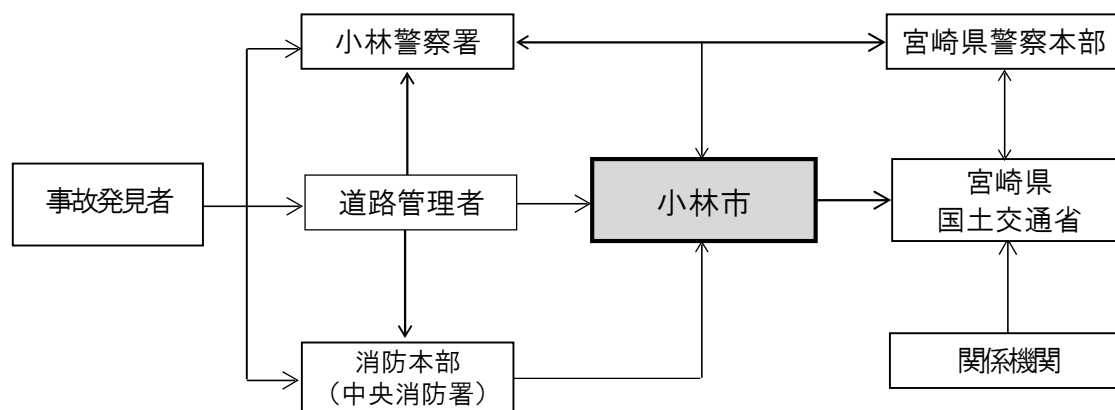
施策	担当部署(本部設置時)
第1 災害発生直後の情報の収集・連絡	本部班
第2 活動体制の確立	本部班
第3 交通誘導等	建設班
第4 救助・救急活動	消防対策班、消防水防対策班
第5 関係者等への的確な情報伝達	本部班、企画広報班
第6 高速自動車道災害対策計画	本部班

第1 災害発生直後の情報の収集・連絡

1 通報連絡系統

道路災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

■道路災害の通報連絡系統



2 情報収集活動の実施

本部班は、消防対策部（消防対策班）と連携し、道路災害が発生した場合は、消防職員等を事故現場に急行させ、情報の収集にあたる。

第2 活動体制の確立

1 災害対策本部の設置

本部班は、道路災害が発生した場合は、市災害対策本部を設置し、県本部と緊密に連携して、全機能をあげて応急対策を実施する。

2 災害対策現地合同調整本部への職員の派遣

本部班は、県の災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、職員を派遣する。

第3 交通誘導等

1 一般市民等への情報提供

経済建設対策部（建設班）は、道路管理者が道路災害により当該道路の通行禁止措置を講じた場合は、道路管理者及び防災関係機関と連携し、現地周辺にて迂回路への交通誘導等を行うとともに、救助作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

2 迂回路の確保、障害物の除去等

経済建設対策部（建設班）は、道路管理者が通行禁止の措置を講じた場合の迂回路について、その確保に協力し、円滑な道路交通確保に努める。

また、警察、消防、自衛隊等が行う被災者救助に際して、支障となる障害物の除去作業に協力する。

3 危険物の流出に対する応急対策

経済建設対策部（建設班）は、道路災害によりタンクローリー車等の危険物運搬車両が被災し、危険物が流出した場合は、関係機関と連携して地域住民等の避難誘導等を実施する。また、消防対策部（消防対策班）は、危険物の防除活動を関係機関と連携し、迅速に実施する。

4 二次災害の防止

経済建設対策部（建設班）は、道路災害現場における救助・救急活動に当たって、がけ崩れ等による二次災害を防止するため、監視員の配置や監視センサー設置等の措置を講ずる。

第4 救助・救急活動

1 救助活動

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、大規模な道路災害が発生した場合は、警察署等と連携し、被災者等の救助・救急活動を迅速に行う。

第5 関係者等への的確な情報伝達

1 被災者及びその家族への対応

(1)被災者及びその家族への援助

本部班は、道路管理者等と連携し、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を実施する。

(2)関係機関との役割分担の明確化

本部班は、被災者及びその家族への援助における市及び防災関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3)被災者及びその家族への情報の提供

総合政策対策部（企画広報班）は、道路管理者及び国、県等と連携し、被災者及びその家族に対して道路災害及び救助作業等に係る情報をきめ細かく提供する。また、被災者の心情に配慮し、不必要な取材・報道行為を自粛する等、中立・公平性のある報道に心がけるよう要請する。

2 広報活動

被害状況や救助活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対して情報提供することを基本とし、総合政策対策部（企画広報班）は防災関係機関の一つとして、地域住民や被災者等に対する広報を行う。

第6 高速自動車道災害対策計画

市内の高速自動車道で道路災害が発生した場合には、本部班は西日本高速道路株式会社が実施する次の災害応急対策について、国、県、防災関係機関と密に連携して被害の軽減と拡大防止に努める。

- ア 交通規制
- イ 緊急通行車両のための道路の機能回復
- ウ 救助・救急
- エ 救急医療
- オ 情報連絡
- カ 広報

第1節 基本的な考え方等

本章は、市の区域及び周辺区域において、危険物等（石油・アルコール等の引火性物質、高圧ガス・火薬類等の爆発性物質、毒劇物あるいは放射性物質等）の漏えい・流出・飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため、県等と連携して実施すべき対策について、必要な事項を定めるものである。

なお、本章に特別の定めのない事項については、【第2編 風水害・共通対策編】に基づき運用する。

第2節 危険物等災害予防計画

【施策の基本方針】

危険物等を取り扱う施設における危険物等の漏洩・流失、飛散による相当の人的被害が生じる等の大規模な災害が発生した場合の被害軽減又は拡大防止を図るため、当該施設管理者、消防機関等と連携して、情報収集・連絡体制、活動体制の整備を推進する。

また、施設管理者等に対し、災害の予防についての責務を十分認識させるため、防災教育等の措置を講ずる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 危険物等施設の安全性確保	危機管理課
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	危機管理課
第3 防災知識の普及	危機管理課

第1 危険物等施設の安全性確保

市（危機管理課）は、県と連携し、消防法及び関係法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。具体的には、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要な場合は事業所の管理者等に対して災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成を指導、推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行により防災意識の高揚を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

市（危機管理課）は、消防本部（中央消防署）と連携し、危険物等災害が発生した場合に、人命救助、被害の拡大防止等を迅速に実施するため、県及び防災関係機関と連携した緊急時の情報連絡体制を整備する。

2 活動体制の整備

市（危機管理課）は、消防本部（中央消防署）と連携し、次により活動体制の整備を図るよう努める。

ア 危険物等災害時における職員の非常参集体制の整備

- 参集基準の明確化
- 応急活動のためのマニュアル作成、職員への周知（資機材、装備の使用法の習熟等）
- 関係機関等との連携強化

イ 危険物等災害に必要な資機材の整備

- 防護用機材（生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等）
- 救助・救急用機材（ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等）

3 消火体制の整備

市（危機管理課）は、消防本部（中央消防署）と連携し、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図る。

- ア 出火防止体制の整備（事業所等に対する安全管理指導、高圧ガス等の貯蔵・取扱いの指導）
- イ 消防力の充実強化
- ウ 消防水利の確保

4 防災訓練の実施

市（危機管理課）及び消防本部（中央消防署）は、危険物等災害の発生を防止し、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携して訓練を実施する。

(1)訓練の方法

訓練計画を定め、単独又は共同で実施する。

(2)訓練の種別

- ア 緊急通信訓練
- イ 避難救助訓練
- ウ 資機材調達輸送訓練
- エ 火災防御訓練（危険物、高圧ガス等）
- オ 総合訓練
- カ その他

第3 防災知識の普及

市（危機管理課）及び消防本部（中央消防署）は、県及び危険物等の施設管理者と連携し、講習会・研修会等を開催するなど、防災教育を実施する。

■ 防災教育の種別

消防法関係	・ 危険物取扱者保安講習、防火管理者講習
高圧ガス関係	・ 関係事業所の従業員に対する、高圧ガス等に関する講習会・研修会等
労働安全衛生関係	・ 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育 ・ 職長等の教育 ・ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育 ・ 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

第3節 危険物等災害応急対策計画

【施策の基本方針】

危険物等の漏洩・流失、飛散による大規模な災害が発生した場合は、当該施設管理者、消防機関等と連携し、速やかに被害軽減又は拡大防止を図るための措置を講ずる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
第1 発災直後の災害情報の収集・連絡	本部班
第2 活動体制の確立	本部班
第3 災害の拡大防止活動	本部班
第4 救助・救急及び消火活動	保健・救護班、消防対策班、消防水防対策班、本部班
第5 危険物等の大量流出に対する応急対策	本部班、生活環境対策班
第6 避難収容活動	本部班、地方創生班、福祉対策班、高齢者対策班、こども対策班、学校教育班、社会教育班、消防水防対策班
第7 被災者等への的確な情報伝達活動	企画広報班

第1 発災直後の災害情報の収集・連絡

本部班は、危険物等に対する専門的知識に基づき、危険物等災害情報の収集・連絡に努める。

1 危険物等災害発生直後の被害情報の収集

ア 危険物等の施設管理者は、自己の管理施設で事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに市及び関係機関に通報する。

イ 本部班は、消防対策部（消防対策班）と連携し、事故発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等により県へ連絡する。ただし、消防機関に通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。報告は、「事故等即報要領」により、災害発生後直ちに無線電話又はファックス等で行う。

ウ 県は、本部班及び消防対策部（消防対策班）等から情報収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握して、消防庁へ報告する。

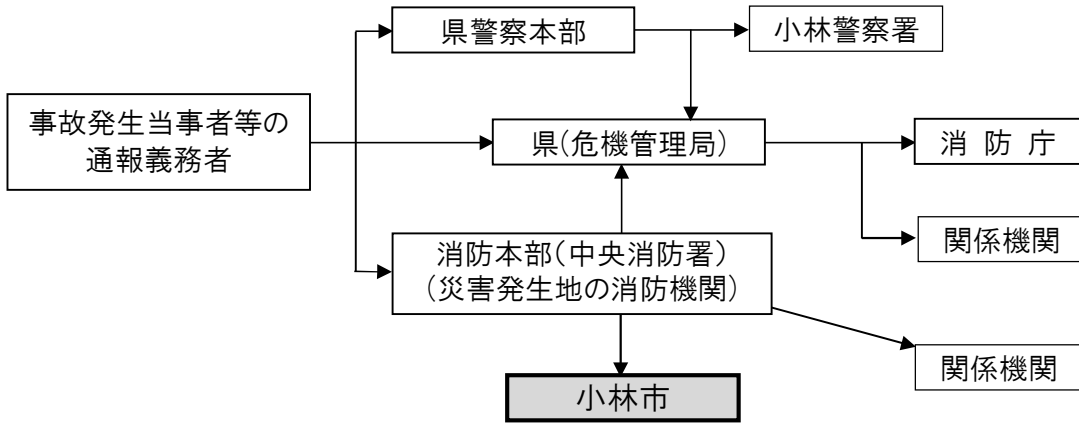
エ 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じて、自衛隊が所有するヘリコプターの出動を要請する。

オ 県及び本部班は、必要に応じて画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

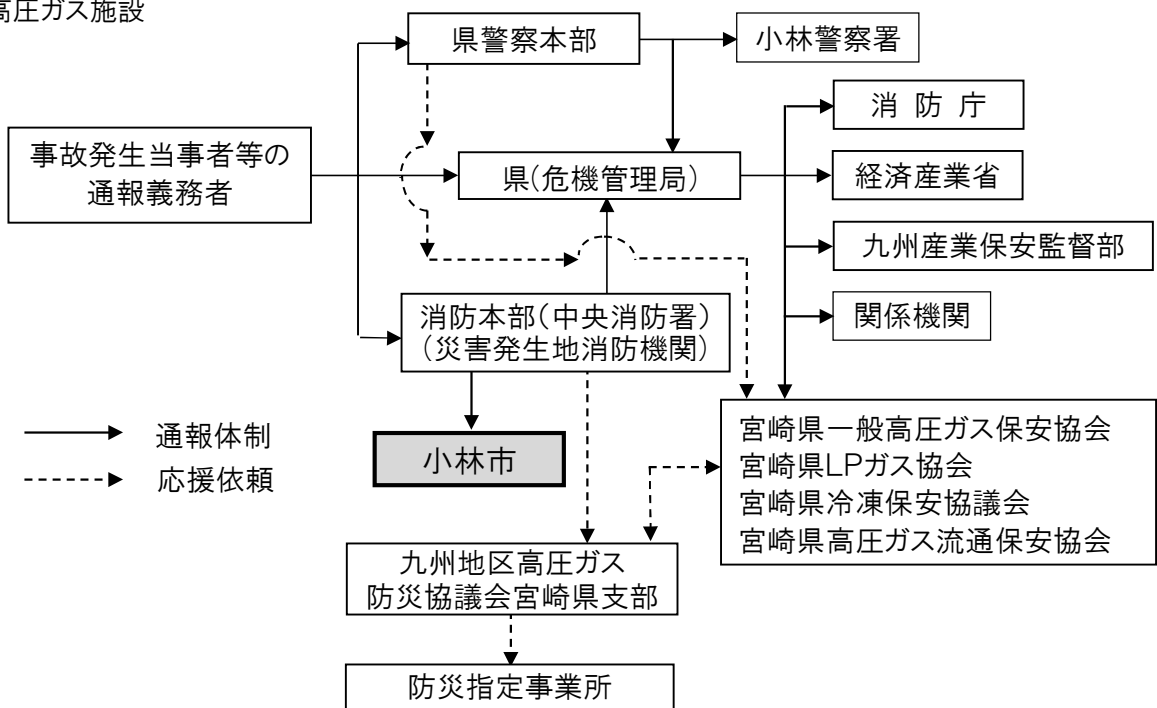
2 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は次のとおりである。

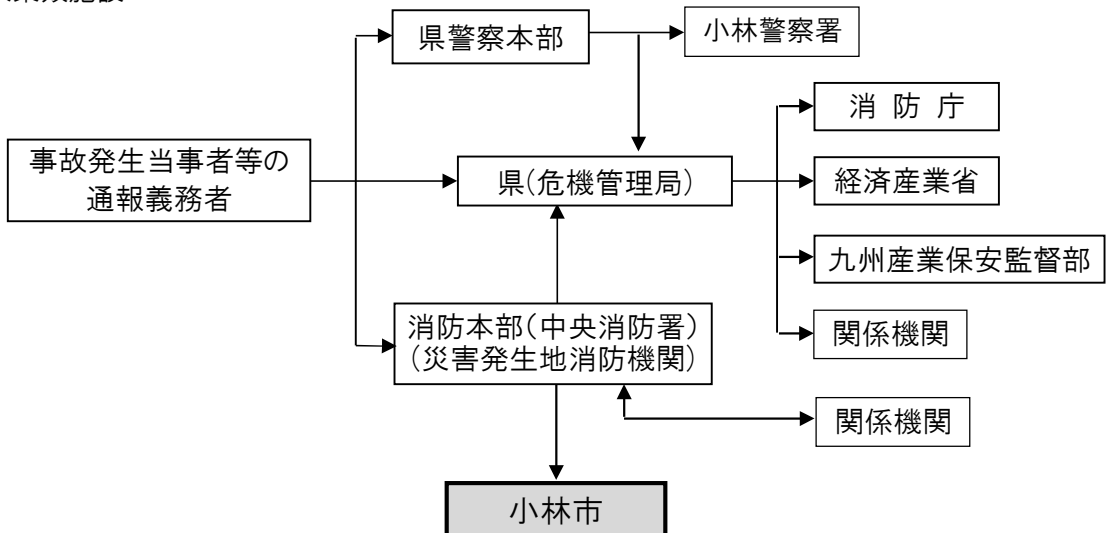
■危険物施設



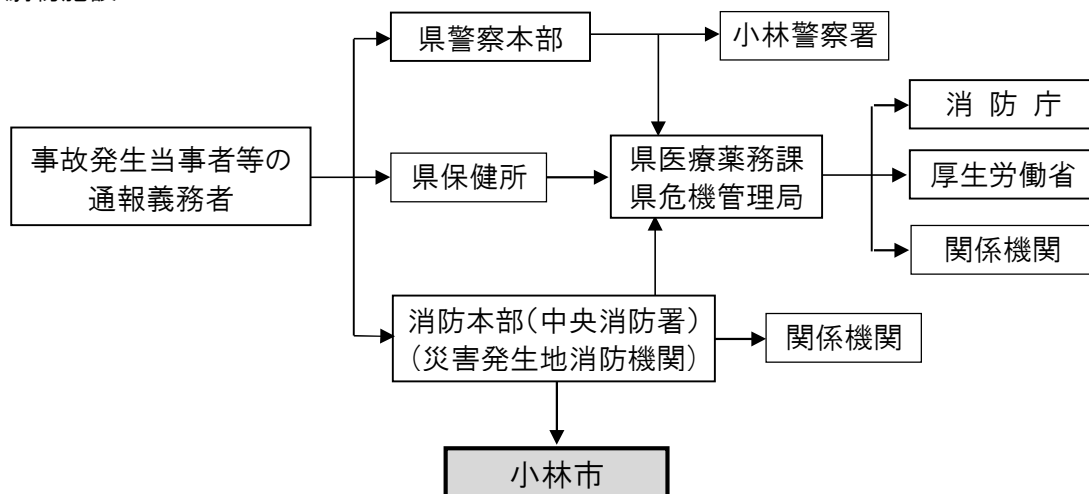
■高圧ガス施設



■火薬類施設



■毒劇物施設



3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりである。危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なものが相当する。

- ア 危険物等施設の事故
- イ 無許可施設の事故
- ウ 危険物等運搬中の事故

第2 活動体制の確立

本部班は、市内で危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、災害対策本部等を設置し、他市町村、県等の防災関係機関及び市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、市の全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第3 災害の拡大防止活動

本部班は、警察署及び消防対策部（消防対策班）と連携し、危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合は、直ちに立入禁止区域を設定し、被害の拡大防止に努める。

第4 救助・救急及び消火活動

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、県、警察署、その他の防災関係機関と連携し、事故災害発生による捜索、救助、医療救護、消火等の救援活動を迅速かつ的確に実施する。

1 消火活動

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努める。

2 救助・救急活動

消防対策部（消防対策班）、消防水防対策部（消防水防対策班）及び警察署は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用し、被災者及び職員の安全確保に努める。

本部班は、必要と判断した場合は、県に対して救助活動に関する次の措置を講ずるよう要請する。

- ア 県防災救急ヘリコプターの出動
- イ 広域航空消防応援の要請
- ウ 相互応援協定に基づく近隣県への応援要請
- エ 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

3 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する各機関が行う。

4 医療救護活動

健康福祉対策部（保健・救護班）は、災害による医療救護を要する傷病者が突発的かつ集団的に発生した場合、「西諸医師会災害医療計画」及び「災害時における医療救護に関する協定書（平成 23 年 12 月 28 日締結）」に基づき、西諸医師会に対して医療救護班の派遣を要請し、迅速かつ的確に医療救護体制を確立し、他の関係機関との連絡と協力を密にして医療救護を行う。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

本部班及び市民生活対策部（生活環境対策班）は、危険物等が河川等に大量流出した場合は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。その際、関係行政機関等からなる大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会等を有効に活用し、迅速に対応する。

また、防除措置の実施に当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

第6 避難収容活動

避難誘導担当の各班は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等による難易度に差があることに留意し、次のとおり危険物等災害時における市民等の避難誘導を実施する。

1 避難誘導

避難誘導に当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、市民等の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1)防災行政無線、市メール配信サービス

事故発生を知らせ、市民等を安全地帯に誘導する。

(2)広報車、パトカーや携帯拡声器

総合政策対策部（地方創生班）は、広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民等を安全地帯に誘導する。

(3)航空機

県警察本部は、延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合は、航空機による上空からの避難誘導を行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

総合政策対策部（企画広報班）は、県及び防災関係機関と連携し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第1節 基本的な考え方等

本章は、市の区域及び周辺区域において、大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため、県等と連携して実施すべき対策について、必要な事項を定めるものである。

なお、本章に特別の定めのない事項については、【第2編 風水害・共通対策編】に基づき運用する。

第2節 大規模な火事災害予防計画

【施策の基本方針】

市の区域及び周辺区域において、相当の人的、物的被害が生じる等の大規模な火災が発生したことを想定し、県、防災関係機関と連携して、大規模な火事に強いまちづくりや消火体制の整備等を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 大規模な火事に強いまちづくり	建設課
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え(消火体制の整備)	危機管理課、消防団、消防本部(中央消防署)
第3 市民の防災活動の促進	危機管理課、消防団、消防本部(中央消防署)

第1 大規模な火事に強いまちづくり

1 防災空間の確保

市(建設課)は、大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- ア 緑地保全地区の指定
- イ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進
- ウ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進
- エ 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進
- オ 消防活動空間確保のための道路整備

2 都市再開発の促進

市(建設課)は、市街地の火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域を対象に、面的な整備を推進する。

- ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)
- イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

3 避難地、避難路の整備

市(建設課)は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成するとともに、整備推進を図る。

(1)避難地等の整備

延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

- ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。
- イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500m以内、規模は1～2ha程度とする。

なお、密集市街地等においては、必要に応じて広域避難地（おおむね 10ha 以上の有効面積）の整備を検討する。

(2)避難路の整備、確保

広域避難地を指定した場合は、市街地の状況を勘案の上、避難路（おおむね 15m 以上の幅員を有し、付近に延焼危険のある建物、危険物施設がない道路）を選定し、整備する。

市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行に努める。

4 建築物の不燃化の促進

(1)防火、準防火地域の指定

市（建設課）は、県と連携し、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域を防火地域及び準防火地域に指定し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え(消火体制の整備)

1 消防計画の作成

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、大規模火災に備え、次の項目について計画を作成し、その推進を図る。

- ア 消防組織の整備強化
- イ 消防施設整備計画
- ウ 火災警報等計画
- エ 消防職員、団員招集計画
- オ 出動計画
- カ 応援部隊受入誘導計画
- キ 特殊地域の消防計画
- ク 異常時の消防計画（強風時、乾燥時、飛火警戒、断水・減水時等）
- ケ その他の消防計画（林野火災、車両火災、航空機火災等）
- コ 消防訓練計画
- サ 火災予防計画（防火思想普及、予防査察等）

2 出火防止体制の整備

(1)一般家庭に対する指導

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- ウ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- エ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- オ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底

(2)事業所等に対する指導

市（危機管理課）は、多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

さらに、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対しては、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(3)高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

市（危機管理課）は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

(4)消防同意制度の活用

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を推進する。

(5)防災物品の普及及び管理指導

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

3 消防力の充実強化

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、必要に応じて消防職員及び消防団員を県消防学校及び消防大学校に派遣し、知識及び技能の向上を図るとともに、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

4 地域の初期消火力の向上

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなど地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第3 市民の防災活動の促進

1 火災予防運動の推進

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、消防庁の提唱で全国一斉に実施されている春季及び秋季の火災予防運動の他、県、関係機関等と連携し、市民等に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努める。

火災予防運動の重点目標は、次のとおりとする。

- ア 住宅防火対策の推進
- イ 地域における防火安全体制の充実
- ウ 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- エ 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- オ 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進

2 民間防火組織の育成・強化

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、県が推進している「宮崎県女性防火クラブ連絡協議会」の設立をはじめ、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化等の取り組みに協力し、民間の防災組織の育成・強化に努める。

3 防火管理者制度の充実・強化

市（危機管理課）は、収容人員が30～50人以上となる事業所等（消防法では有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならない）を対象に防火管理者資格認定講習会を実施するなど、防火管理者制度の充実強化に努める。

第3節 大規模な火事災害応急対策計画

[施策の基本方針]

市の区域及び周辺区域において、大規模な火災が発生した場合、県、関係機関と連携し、速やかに被害軽減又は拡大防止を図るための措置を講ずる。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(本部設置時)
第1 活動体制の確立	本部班
第2 災害情報の収集・連絡	本部班
第3 消火活動	消防対策班、消防水防対策班
第4 避難収容活動	本部班、地方創生班、福祉対策班、高齢者対策班、こども対策班、学校教育班、社会教育班、消防水防対策班
第5 被災者等への的確な情報伝達活動	企画広報班
第6 ごみ・災害廃棄物処理等に関する活動	生活環境対策班

第1 活動体制の確立

本部班は、市の区域に大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、災害対策本部等を設置し、必要に応じて他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第2 災害情報の収集・連絡

1 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

(1)火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

本部班は、県を通じて宮崎地方気象台から発表される火災気象通報を収集し、市長が発令する火災警報を伝達する。

■火災気象通報・火災警報の概要

火災 気象 通報	<p>消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（具体的には下記の条件）に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。</p> <p>＜宮崎地方気象台の基準＞</p> <p>「乾燥注意報」及び「陸上を対象とした強風注意報」の基準と同一であり、通報基準に該当又は該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水、降雪が予想される場合は、火災気象通報としては通報しない。</p>
火災 警報	<p>消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。</p>

(2)被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

本部班（市長又は市の規則により委任を受けた消防長）は、火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、防災行政無線、広報車、市メール配信サービス等を用いて市民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

2 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

本部班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

消防庁等への報告に当たっては、「火災・災害等即報要領」により、災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

第3 消火活動

大規模火災等の発生時における消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）による消火活動については、次のとおりとする。

1 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則に則りそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

(1)避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(2)重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3)市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(4)重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。特に危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置を講ずる。

(5)火災現場活動の原則

出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。特に救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を

鎮圧する。

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることに鑑み、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。

同時多発火災発生のおそれがある場合は、続発火災及び増援部隊の必要性を考慮して残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

第4 避難収容活動

避難誘導担当の各班は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等による難易度に差があることに留意し、次のとおり大規模火災時における市民等の避難誘導を実施する。

1 避難誘導

避難誘導に当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、市民等の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災行政無線、市メール配信サービス

火災発生を知らせ、市民等を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

総合政策対策部（地方創生班）は、広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の市民等を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

県警察本部は、延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、航空機による上空からの避難誘導を行う。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動

総合政策対策部（企画広報班）は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

その際は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第6 ごみ・災害廃棄物処理等に関する活動

市民生活対策部（生活環境対策班）は、大規模火災等により発生するごみ・災害廃棄物の処理等について、県が中心となる次の取り組みに協力する。

- ア 被害状況の把握
- イ 環境モニタリングの実施
- ウ 被災工場・事業場に対する措置
- エ 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導
- オ 建築物の解体撤去工事等に対する措置
- カ 環境情報の広報

第4節 大規模な火事災害復旧・復興計画

【施策の基本方針】

大規模な火事災害による災害復旧・復興については、【第2編 第4章「災害復旧・復興計画」】によるほか、次のとおりとする。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	企画政策課
第2 迅速な現状復旧の進め方	企画政策課、関係各課
第3 計画的復興の進め方	企画政策課、関係各課
第4 被災者の生活再建支援計画	関係各課
第5 被災中小企業の復興	関係各課
第6 事後の監視等の実施	危機管理課

第1 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

本項目については、【第2編 第4章 第1節「地域の復旧・復興の基本的方向の決定」】を参照する。

第2 迅速な現状復旧の進め方

本項目については、【第2編 第4章 第2節「迅速な現状復旧の進め方」】を参照する。

第3 計画的復興の進め方

本項目については、【第2編 第4章 第3節「計画的復興の進め方」】を参照する。

第4 被災者の生活再建支援計画

本項目については、【第2編 第4章 第4節「被災者の生活再建支援計画」】を参照する。

第5 被災中小企業の復興

本項目については、【第2編 第4章 第5節「被災中小企業の復興」】を参照する。

第6 事後の監視等の実施

市（危機管理課）は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じて防災関係機関との相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

また、必要に応じて補完的な対策を講ずる。

第1節 基本的な考え方等

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等、市民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本章は、市の区域及び周辺区域において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため、県等と連携して実施すべき対策について必要な事項を定めるものである。

なお、本章に特別の定めのない事項については、【第2編 風水害・共通対策編】に基づき運用する。

第2節 林野火災予防計画

〔施策の基本方針〕

森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性を考慮し、積極的に予防対策を推進する。

〔施策の体系・担当部署〕

施策	担当部署(平常時)
第1 林野火災に強い地域づくり	危機管理課
第2 災害防止のための気象情報等の充実	危機管理課
第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	危機管理課、消防団、消防本部(中央消防署)
第4 市民の防災活動の促進	危機管理課、消防団、消防本部(中央消防署)

第1 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

市(危機管理課)は、県地域防災計画に基づいて、次の内容からなる「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、林野火災防止対策を推進する。

- ア 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設・設備の整備に関する事項
- エ 火災防御訓練に関する事項
- オ その他林野火災の防止に関する事項

2 防火機能を有する林道、森林の整備

市(危機管理課)は、国、県等と連携し、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備について積極的に取り組む。

また、防火線、防火樹帯設置や造林地における防火樹等の導入に関する指導を行うなど、防火森林の整備に努める。

3 監視体制の強化

市(危機管理課)は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1)火災警報等の発令等

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報(林野火災警報、林野火災注意報を含む。以下「火災警報等」という。)の発令、市民及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

(2)火災警報等の周知徹底

市民、入山者への火災警報等の周知は、市メール配信サービスやサイレン等消防信号を活用するほか、報道機関への広報依頼、広報車による巡回広報、防災行政無線等を通じて徹底を図る。

(3)火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づく市長の許可については、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合には、関係市町村に通知する。

(4)火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

また、火災警報等発令時等の特に必要と認めるときには、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

4 林野所有(管理)者への指導

市（危機管理課）は、県と連携し、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対して、次の事項を指導する。

- ア 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- イ 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ウ 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- エ 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか、消防機関との連絡体制の確立
- オ 火災多発期（11月～3月）における見廻りの強化
- カ 林野火災消火用諸資機材の整備

5 林野火災特別地域対策事業の推進

市（危機管理課）は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、林野火災特別地域対策事業の推進に努める。

第2 災害防止のための気象情報等の充実

1 火災気象通報等の情報収集

市（危機管理課）は、宮崎地方気象台から発表される次の情報を収集する。

(1)乾燥注意報

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときに発表される。

発表の基準は、最小湿度40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合である。

(2)火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県（危機管理局）に通報し、通報を受けた県は、直ちに市長に通報する。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「陸上を対象とした強風注意報」の基準と同一であり、通報基準に該当又は該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水、降雪が予想される場合は、火災気象通報としては通報しない。

2 火災警報の発令

市長は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

3 林野火災注意報の発令

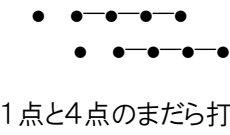
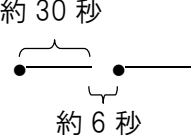
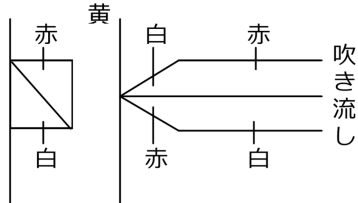
市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災警報を発令する前段階において、住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を発令することができる。

4 林野火災警報の発令

市長は、消防法第22条の火災警報のうち、林野火災の予防上危険な気象状況になったと認めるときは、林野火災警報を発令する。その際には、林野周辺区域を指定して発令することができる。

火災警報等が発令する場合は、防災行政無線や市メール配信サービスあるいは消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。

■火災警報信号

打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他信号
火災警報発令信号  1点と4点のまだら打ち	約30秒  約6秒	 吹き流し

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1)多様な情報収集手段の活用

市（危機管理課）は、林野火災における出火防止と早期発見のため、消防職員及び消防団員などによるパトロールのための巡視員用の携帯無線機、双眼鏡（暗視装置）等の装備を充実強化するよう努める。

(2)通信手段の確保

市（危機管理課）は、非常通信体制の整備、無線通信システムの効果的な運用、及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策を推進するよう努める。

2 活動体制の整備

市（危機管理課）は、次により活動体制の整備を図る。

- ア 林野火災時における職員の非常参集体制の整備
- イ 応急活動のためのマニュアルの作成及び職員への周知

- ウ 活動手順、資機材や装備の使用法の習熟
- エ 関係機関との連携（林野火災対策連絡会議への参画等）
- オ 緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理

3 消火体制の整備

(1)消防体制の整備

消防団及び消防本部（中央消防署）は、防災関係機関と連携し、自衛隊や警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図るとともに、消防相互応援協定等により、広域的な消防体制を確立する。

(2)消防施設・設備の整備

消防団及び消防本部（中央消防署）は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備整備に努める。

第4 市民の防災活動の促進

1 防災知識の普及、予防啓発活動

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、防災関係機関と連携し、火災発生期に予防広報を積極的に推進する。

(1)「宮崎県林野火災予防運動」の推進

毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

(2)防火パレードの実施

防災関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

(3)広報等の実施

林野火災に対する喚起を促すため、広報誌や新聞広告等による広報宣伝に努める。

(4)その他各種広報の実施

あらゆる機会を利用し、市民等に対する効果的な啓発活動を行う。

2 防災訓練の実施

市（危機管理課）、消防団及び消防本部（中央消防署）は、県、自衛隊、県警察本部等関係機関と連携し、林野火災対策のための訓練を実施する。

第3節 林野火災応急対策計画

【施策の基本方針】

林野火災が発生した場合、速やかに消火・救急・救助活動、避難誘導等を行うほか、二次災害防止を図るための措置を講ずる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(本部設置時)
第1 活動体制の確立	本部班
第2 災害情報の収集・連絡	本部班
第3 消火活動及び救急・救助活動	消防対策班、消防水防対策班、本部班
第4 市民等の避難及び救助対策	本部班、地方創生班、消防水防対策班
第5 被災者等への的確な情報伝達活動	企画広報班
第6 二次災害の防止活動	建設班

第1 活動体制の確立

本部班は、大規模な林野火災が発生した場合には、直ちに本部等を設置し、防災関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

火災が拡大し、本市単独では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは防災関係機関の協力を得て本部を設置する。本部の任務の概要は次のとおりである。

- ア 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- イ 空中消火の要請の検討
- ウ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- エ 警戒区域の指定

第2 災害情報の収集・連絡

1 火災通報

- ア 本部班は、消防対策部（消防対策班）と連携し、火災の発見者から通報を受けた場合には、あらかじめ定めている出動体制をとるとともに、警察署、隣接市町村等に通報する。
- イ 本部班は、林野火災の発生について、地区住民、入山者等に対し周知を図る。
- ウ 本部班は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときには、県（危機管理局）に即報を行う。
 - 火災の状況、気象状況、及び火災現場の地形等から判断して、覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
 - 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、空中消火を必要とすることが予想される場合
 - 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき
 - 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在しており、二次災害の危険性が予想されるとき

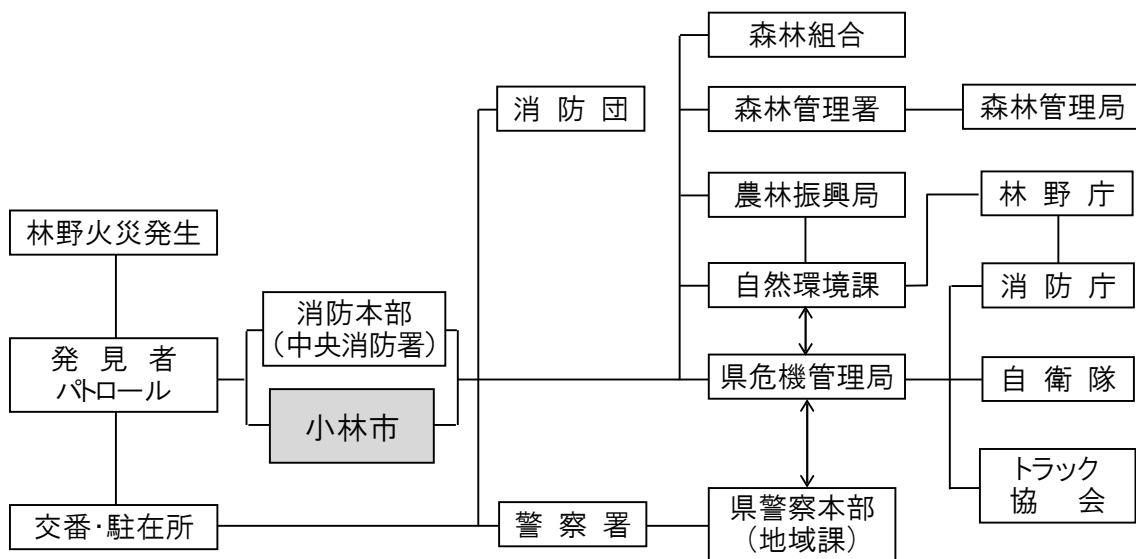
○次に示す国の即報基準に達するか、又は達することが予想されるとき

- ・焼損面積が10ha以上と推定されるもの
- ・空中消火を要請又は実施したもの
- ・住宅等へ延焼するおそれがあるもの

2 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報に係る連絡系統は次のとおりである。

■林野火災発生時の情報連絡系統図



3 林野火災マップによる情報の連絡

本部班及び防災関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用するものとする。このマップは、国土地理院発行の地図にUTMグリッド（1kmメッシュ）を組み込んだものである。

第3 消火活動及び救急・救助活動

1 地上防御

(1)消火体制の確立

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを迅速に把握し、消火体制を整えて出動する。林野火災は、強風下で異常乾燥が続く気象条件下で多く発生し、延焼速度が速いため、対策人員の増強を逐次図るとともに、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を確立する。

(2)防御作戦

消防対策部（消防対策班）及び消防水防対策部（消防水防対策班）は、現場状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用

いられているが、これは過去に拡大した林野火災を収集分析すると、地形と風速によってU字あるいは横U字に延焼していることによる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は次の方法があり、風向、地形、林相等を総合的に判断して決める。

- ア 延焼方向の側面から進入する方法
- イ 焼け跡から進入する方法
- ウ 等高線から進入する方法
- エ 谷川等の沢筋から進入する方法
- オ 山の反対側から進入する方法

(3)地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処する。

(4)安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。したがって、現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努める。

(5)残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、現場指揮者は残火処理の重要性を認識させ、注意力を喚起して残火処理に万全を期す。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙が発生して風下に対して公害を発生させ、雨の多い場合には保水性の低下から土石流の原因になりやすいため、草木が繁茂するまでは、巡視により異常を発見した場合は直ちに対策を講ずる。

2 空中消火

(1)空中消火の概要

空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

(2)空中消火の要請基準

本部班は、次の基準により県や自衛隊に対して空中消火を要請する。

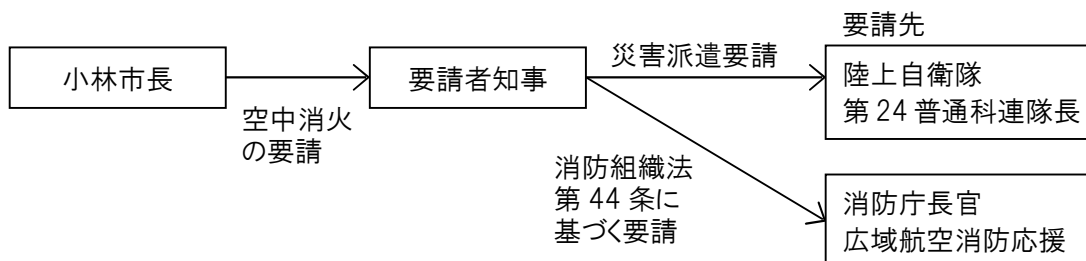
- ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
- イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足、又は不足すると判断される場合
- ウ 人命の危険、人家等への延焼危険、その他の重大な事態を避けるために、必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火段階での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(3)空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、次の系統図により行う。

■空中消火の要請系統



※資料編J-6[林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について(通知)]参照

本部長（市長）から県（危機管理局）に対する電話等による依頼については、本部長（市長）自身か、本部長（市長）の意思を直接伝達し得る立場の副本部長（副市長等）とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項は、次のとおりである。

- ア 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- イ 空中消火要請市の連絡場所及び連絡者
- ウ 資機材等の空輸の必要の有無
- エ 空中消火用資機材等の整備状況
- オ その他空中消火を実施するにあたり、参考となるべき事項

(4)空中消火の準備

①現場状況等の報告

本部長（本部班）は、災害情報を県に報告する。

②空中消火基地の選定

空中消火基地については、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続空中消火に対応できる十分な水利環境を有している平坦場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプターの運用機関と協議の上で、所要の措置を講ずる。

③火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

④輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、本部班は、県と連携し、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

⑤地上活動要員の確保

空中消火を実施するためには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を

要するため、本部班は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための対策要員（消防団員等）を確保する。なお、薬剤の混合については、混合の知識を有する専門業者を立ち合わせる。

(5)空中消火活動

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。なお、地上部隊と空中消火部隊との連携をとるため、事前打ち合わせを行う。

本部班は、空中消火を実施する（実施した）場合は、速やかに県（危機管理局）に次の事項について報告する。

- ア 発生場所
- イ 発生時間及び覚知時間
- ウ 空中消火を要請した時刻
- エ 現場の状況
- オ 消防職員及び消防団員の出場状況
- カ その他必要な事項

(6)空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は本部の負担とする。なお、2以上の市町村にわたる場合には、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

■本部の経費負担

県の保有する資機材の使用に係る次の経費	<ul style="list-style-type: none"> ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用 イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用 ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用 エ 資機材の使用により、人身又は物件に対して損害を与えた場合には、その補償に要する費用
自衛隊の派遣部隊等に係る次の費用	<ul style="list-style-type: none"> ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話及び通話料金 イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料 ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用 エ その他必要な経費については、事前に協議しておく

第4 市民等の避難及び救助対策

1 入山者等の実態の把握

ア 本部班は、林業作業期（夏：下草刈、秋～冬：枝落とし、春：植栽）においては森林管理者が入山していることが多いため、森林所有者又は家族等から入山状況、所在等について確認する。

イ ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ範囲が広くその実態を把握することが困難である。本部班は避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況をできるだけ詳細に確認する。

ウ 総合政策対策部（地方創生班）は、広報車等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけて入山者を確認するよう努める。

2 避難誘導

避難誘導に当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。

なお、火勢が激しく、かつ延焼範囲も広範で、市民の安全確保が困難な場合には、相当の時間的余裕を持って避難するよう指示する。

避難誘導は、広報車、パトカー、携帯拡声器等の手段により行う。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動

総合政策対策部（企画広報班）は、次の事項について被災者等に的確に情報を伝達する。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得る。

- ア 林野火災の状況
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ 交通規制状況
- オ ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況

第6 二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、火山泥流や土石流等が発生するおそれがあるため、経済建設対策部（建設班）は、これら二次災害の発生防止に努める。

また、危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うとともに、国や県の関係機関と調整を図り、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を推進する。

第1節 基本的な考え方等

第1 基本的考え方

原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成27年8月全部改正）において、原子力災害対策重点区域を有する自治体においては、地域防災計画において原子力災害対策編を定めることが義務づけられている。

宮崎県内には、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、隣接県である鹿児島県の薩摩川内市には、本市より最も近い原子力事業所である九州電力川内原子力発電所があり、本市境まで最短で65kmの距離にある。

■原子力災害対策の区域区分

目 安		原子力災害対策の内容
重点区域	原子炉から半径おおむね5km以内	予防的防護措置を準備する区域（PAZ） → 緊急時は即時避難等を実施
	原子炉から半径おおむね30km以内	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） → 緊急時は防護措置等を実施
UPZ外（原子炉から半径おおむね30km以上）		UPZ外の地域 → 放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様

※PAZ：Precautionary Action Zone

※UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、県は県地域防災計画（平成26年3月）に原子力災害対策編を新設した。

本市においても、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県地域防災計画の趣旨を踏まえ、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のための予防対策、応急対策及び復旧対策を定める。

■この章で用いる用語の定義

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第2 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、【第1編 第2章 第1節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱】を基本とする。

なお、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定める。

■九州電力株式会社

災害予防 災害応急対策	①原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 ②従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること。 ③関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること。 ④原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 ⑤この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。
----------------	--

第2節 原子力災害予防計画

【施策の基本方針】

川内原子力発電所において万一事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のための予防対策を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 情報の収集・連絡体制等の整備	危機管理課
第2 応急体制の整備	危機管理課
第3 市民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	危機管理課
第4 医療体制及び健康相談体制の整備	健康推進課
第5 市民等への的確な情報伝達	危機管理課、企画政策課
第6 原子力防災等に関する市民等への知識の普及、啓発	危機管理課
第7 防災訓練の実施	危機管理課

第1 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

市（危機管理課）は、平常時より緊急時の県その他防災関係機関との情報通信の確保に努める。その際は、県を通じて九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、緊急時の連絡方法や体制の確認に努める。

2 情報の分析整理

市（危機管理課）は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・整理に努める。また、県と連携し、防護資機材等に関する資料の収集・整備を図る。

3 通信手段の確保

市（危機管理課）は、県との的確な情報伝達のため、防災行政無線の活用を図るとともに、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努める。

第2 応急体制の整備

1 災害対策本部の体制整備等

市（危機管理課）は、本部等を迅速・的確に設置・運営するため、本部等の設置場所、組織・所掌事務及び運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定める。また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図る。

2 職員の参集体制の整備

市（危機管理課）は、川内原子力発電所での災害発生時に必要な体制が迅速にとれるよう職員の参集基準や連絡経路を明確にするなど、職員の参集体制の整備を図る。

3 防災関係機関相互の連携体制

市（危機管理課）は、平常時から県を通じて、国、鹿児島県、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報を交換し、防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図る。

4 モニタリング体制等

市（危機管理課）は、原子力災害時に県が実施する環境放射能水準調査に協力する。

5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市（危機管理課）は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や防災関係機関と相互の連携を図る。

第3 市民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市（危機管理課）は、防災関係機関等と連携し、原子力災害対策指針等を踏まえ、市民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努める。

なお、「避難」は空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するものであり、「一時移転」は緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである（以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という）。

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市（危機管理課）は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定するよう努める。

第4 医療体制及び健康相談体制の整備

市（健康推進課）は、県と連携し、健康及び医療等に係る市民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第5 市民等への的確な情報伝達

市（企画政策課）は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合、迅速かつ確実に市民等に情報を伝達する。広報については、【第2編 第3章 第5節「災害広報活動（被災者等への的確な情報伝達）」】に従い、災害情報の周知に努める。

第6 原子力防災等に関する市民等への知識の普及、啓発

市（危機管理課）は、県と協力し、市民等の原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項の広報活動の実施に努める。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること
- カ 屋内退避及び一時移転等に関すること
- キ 要配慮者への支援に関すること
- ク 緊急時にとるべき行動に関すること
- ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- コ 安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること

第7 防災訓練の実施

市（危機管理課）は、県と連携し、屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携した計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

第3節 原子力災害応急対策計画

[施策の基本方針]

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合は、県、防災関係機関と連携し、速やかに被害軽減又は拡大防止を図るための措置を講ずる。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署(本部設置時)
第1 活動体制の確立	本部班
第2 市民等への的確な情報伝達活動	本部班、企画広報班
第3 市民避難等の防護活動	本部班、企画広報班、避難収容班、福祉対策班、保健・救護班、消防水防対策班
第4 緊急時モニタリングの実施	本部班
第5 医療及び健康相談の実施	保健・救護班、市立病院対策班
第6 飲料水、飲食物の摂取制限等	保健・救護班
第7 広域一時滞在の受入れ	本部班

第1 活動体制の確立

本部班は、県と九州電力株式会社が締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」に定められた「非常時」（施設敷地緊急事態又は全面緊急事態）又は「異常時」（警戒事態等）の事象が発生した場合、県から連絡を受けるための体制を確保する。

また、国による緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング）が開始された場合は、県を通じてその情報収集に努める。

■原子力災害時の体制・配備基準

防災体制	配備種別	配備の基準
情報連絡 本部	予備配備	ア 川内原子力発電所において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合 イ その他、宮崎県危機管理局長が必要と認めたとき
災害警戒 本部	警戒配備	ア 川内原子力発電所において、施設敷地緊急事態が発生した場合 イ その他、宮崎県危機管理統括監が必要と認めたとき
災害対策 本部	非常配備	ア 川内原子力発電所において、全面緊急事態が発生した場合 イ その他、宮崎県知事が必要と認めたとき

第2 市民等への的確な情報伝達活動

1 市民等への情報伝達活動

総合政策対策部（企画広報班）は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合、迅速かつ確実に市民等に情報を伝達する。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

本部班は、県と連携し、市民等の安心に資するため、必要に応じて問い合わせに対応する相談窓口

を設置する。

なお、市民等のニーズを踏まえ、情報の収集・整理・発信を行う。

第3 市民避難等の防護活動

本部班は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

本部班は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。また、県から指示の伝達を受けた場合は、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行う。

2 屋内退避の実施

本部班は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内的の屋外にいる市民等に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示する。市民等は、屋内退避の防護措置を実施する場合、速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

3 避難所の開設及び運営

市民生活対策部（避難収容班）は、屋内退避、一時移転等に備えて指定避難所を開設し、市民に対して周知を図る。

4 要配慮者等への配慮

健康福祉対策部（福祉対策班、保健・救護班）は、指定避難所への誘導、指定避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮する。

第4 緊急時モニタリングの実施

本部班は、県が実施する緊急時モニタリングに協力する。また、国及び県のデータを収集し、対策に活用する。

第5 医療及び健康相談の実施

健康福祉対策部（保健・救護班）及び市立病院対策部（市立病院対策班）は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第6 飲料水、飲食物の摂取制限等

健康福祉対策部（保健・救護班）は、県と連携し、国の指導・助言・指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等の必要な措置を講ずる。

第7 広域一時滞在の受入れ

本部班は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、県を通じて国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、県と連携して調整を行うとともに、必要な支援を行う体制をとる。

第4節 原子力災害復旧・復興計画

【施策の基本方針】

原子力災害による災害復旧・復興については、【第2編 第4章「災害復旧・復興計画」】によるほか、次のとおりとする。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署(平常時)
第1 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表	危機管理課
第2 風評被害等の影響軽減	企画政策課、商工観光課、農業振興課
第3 市民健康相談	健康推進課、市立病院事務部

第1 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表

市（危機管理課）は、県と連携し、原子力緊急事態解除宣言が行われた際は、国の指示や助言を踏まえて平常時のモニタリング体制に移行し、その結果の公表に努める。

第2 風評被害等の影響軽減

市（企画政策課、商工観光課及び農業振興課）は、県と協力し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行う。

第3 市民健康相談

市（健康推進課及び市立病院事務部）は、県及び医療機関等の協力を得て、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った市民や避難者の受入れに協力した市民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制確保に努める。